

姫路市学校給食用物資納入業者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、姫路市が発注する学校給食用物資（以下「給食用物資」という。）の納入に関して、学校給食の安全安心な提供を行うため、給食用物資の品質、安定的な供給を確保する必要があることから、姫路市契約規則（昭和62年規則第29号）その他に定めのある場合を除き、給食用物資を納入する業者（以下「納入業者」という。）の登録基準に関し、必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給食用物資 姫路市が指定する要件を満たした学校給食に使用する食材等の物資をいう。
- (2) 申請者 納入業者として、姫路市学校給食用物資納入業者登録名簿（様式第1号。以下「登録名簿」という。）への登録を受けようとする者をいう。
- (3) 登録者 登録名簿への登録を受けている者をいう。

(給食用物資の調達等)

第3条 給食用物資を納入する者は、納入業者として登録名簿に登録されていなければならない。

2 納入業者は、登録者の中から選定する。

3 納入業者の選定及び給食用物資の調達方法等については、市長が別に定めるものとする。

(登録の資格要件)

第4条 申請者及び登録者は、次の各号の要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）第5項の規定により業者登録名簿において、業務区分は「物品」として、業種は「食

品」として、詳細業種は「給食」として、登録されている者。なお、申請者については業者登録名簿への登録申請中の者も可とする。

- (2) 食品衛生法のほか、法令等により定められた許可、認可、免許、届出等（以下「許認可等」という。）を要する者にあつては、当該許認可等を受けていること。
- (3) 食品衛生法に基づく営業許可を要する者及び営業の届出を要する者にあつては、当該所管保健所の食品衛生監視票の評点が、市長が別に定める基準以上であること。
- (4) 学校給食の実施に必要な給食用物資の所要量を確実に供給できる能力を有し、かつ、指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。
- (5) 次のいずれにも該当していない者であること。

ア 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）の規定による資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）を受けている者

イ 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当する者

（登録申請）

第5条 登録名簿へ登録をしようとする者は、姫路市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書（様式第2号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第3号）
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可を要する者にあつては、営業許可証の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (3) 食品衛生法に基づく営業の届出を要する者にあつては、届出の事実がわかる書類の写し及び当該所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (4) 競争入札の業者登録名簿への登録申請中の者にあつては、申請の事実がわかる書類の写し

(5) その他姫路市が必要と認める書類

(取扱給食用物資)

第6条 登録の対象として取り扱う給食用物資は、別表第1に掲げる物資とする。

(配送地区)

第7条 給食用物資を配送する地区等は、別表第2に掲げる配送地区等とする。

(登録の有効期間)

第8条 登録名簿への登録の有効期間は、市長が別に定める。

(登録者の扱い)

第9条 姫路市は、第5条の規定による登録申請があった場合で、申請書類の内容を審査し、第4条に規定する要件を全て満たしていると認めるときは、登録名簿に登録し、及び姫路市ホームページにより公表する。

2 前項に規定する審査の結果については、同項に規定する公表をもって通知に代えるものとする。

(登録の変更及び廃止)

第10条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、姫路市学校給食用物資納入業者登録(変更)申請書(様式第2号。以下「変更申請書」という。)及び必要書類を姫路市に提出するものとする。

2 営業を廃止若しくは休止した場合その他登録を廃止しようとする場合は、姫路市学校給食用物資納入業者登録廃止届(様式第4号。以下「廃止届」という。)を速やかに姫路市に提出するものとする。

(遵守事項)

第11条 登録者は、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 学校給食の意義、役割を理解し、食品に関する法律及びその他の関連法令等を遵守していること。
- (2) 食品衛生法第51条に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。
- (3) 姫路市が随時の立ち入り検査等を行う場合は、速やかに応じること。
- (4) 納入した給食用物資が著しく品質が劣ると認められる場合は、姫路市の求め

により迅速に交換対応等を行うこと。

(5) 不測の事態において、姫路市と協議の上、誠実かつ迅速に対応すること。

(登録の取消し等)

第12条 姫路市は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の取消しその他必要な措置を行うことができるものとする。

(1) 第4条に規定する登録の資格要件を満たしていない場合

(2) 前条に規定する事項を遵守することができない場合

(3) 登録に係る営業を廃止した場合

(4) 登録名簿から抹消を申し出た場合

(5) 登録申請に当たり、虚偽の申請をしたことが発覚した場合

(6) 誓約書の誓約内容を遵守することができない場合

(7) その他学校給食の運営に当たって、著しく適正を欠くと認められる場合

2 姫路市は、登録者が前項及び給食用物資の納入業者としてふさわしくない行為があった場合には、給食用物資の納入取扱いの停止など必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第5条の規定による登録申請その他学校給食用物資納入業者登録制度の実施のために必要な準備行為は、この要領の施行の日前においても行うことができる。

(別表第1)

姫路市学校給食 取扱給食物資区分

区分番号	区分名	代表的な商品例
A	野菜	野菜類、いも類、きのこ類
B	果物	果物類
C	精肉	牛肉、豚肉、猪肉
D	鶏肉	鶏肉
E	鶏卵	鶏卵
F	加工品（穀類）	小麦粉、てんぷら粉、うどん、スパゲティ、白玉団子、ごま、春雨 など
G	加工品（豆・豆製品）	大豆、いんげん豆、豆乳、納豆、いり大豆 など
H	加工品（豆腐類）	豆腐、油揚げ、厚揚げ、焼き豆腐、がんもどき、高野豆腐 など
I	加工品（野菜・きのこ類・果物類）	コーン(冷凍)、ほうれん草(冷凍)、おかひじき(カット)、たけのこ(水煮)、きのこ(カット)、白菜キムチ、ゆず果汁、冷凍みかん、オレンジジュース、みかんシロップ漬 など
J	加工品（魚介・海藻類）	魚介類切り身、かまぼこ、ちくわ、魚フライ、魚煮つけ、けずり節、かつお節、昆布、ひじき、寒天 など
K	加工品（肉類）	チキンハム、ポークハム、ハンバーグ、ベーコン、ささみ加工品、つくね など
L	加工品（乳類）	調理用牛乳、調理用チーズ、バター、脱脂粉乳、生クリーム など
M	加工品（主食用材料）	わかめご飯の素、ドライアップル、ハーフマーガリン、ゆずパウダー、干しブドウ、もち麦 など
N	加工品（デザート・添加物）	ゼリー、ジャム、味付けのり、スライスチーズ、ソース、ドレッシング など
O	加工品（その他）	こんにゃく、コロッケ、ギョウザ、シュウマイ など
P	加工品（調味料類）	しょうゆ、みそ、砂糖、塩、ポークブイヨン、ソース、酒 など
Q	主食	米飯、パン、精白米
R	飲用牛乳	飲用牛乳

(別表第2)

姫路市学校給食 配送地区等

配送地区等名称	配送先の数	配 送 先 詳 細
西ブロック地区	19	西ブロック献立対象校 (曾左小学校、峰相小学校、白鳥小学校、青山小学校、太市小学校、八幡小学校、広畑小学校、広畑第二小学校、大津小学校、南大津小学校、大津茂小学校、網干小学校、網干西小学校、勝原小学校、旭陽小学校、余部小学校、林田小学校、伊勢小学校、書写養護学校)
中ブロック地区	17	中ブロック献立対象校 (城北小学校、野里小学校、城乾小学校、城西小学校、安室東小学校、安室小学校、高岡小学校、高岡西小学校、城東小学校、船場小学校、手柄小学校、荒川小学校、高浜小学校、飾磨小学校、津田小学校、英賀保小学校、白鷺小中学校(前期課程))
東ブロック地区	24	東ブロック献立対象校 (砥堀小学校、水上小学校、増位小学校、広峰小学校、東小学校、城陽小学校、八木小学校、糸引小学校、白浜小学校、妻鹿小学校、船津小学校、山田小学校、谷内小学校、谷外小学校、花田小学校、御国野小学校、別所小学校、的形小学校、大塩小学校、香呂小学校、中寺小学校、香呂南小学校、四郷学院(前期課程)、豊富小中学校(前期課程))
北部学校給食C	1	北部学校給食センター (所在地) 姫路市西中島4 3 3番地9
南部学校給食C	1	南部学校給食センター (所在地) 姫路市大津区勘兵衛町二丁目2 6 1番地1
家島学校給食C	1	家島学校給食センター (所在地) 姫路市家島町真浦2 1 4 1番地
夢前学校給食C	1	夢前学校給食センター (所在地) 姫路市夢前町高長4 1番地

姫路市学校給食用物資納入業者登録（変更）申請書

年 月 日

（宛先）姫路市長

姫路市学校給食用物資納入業者として登録をしたいので、下記のとおり申請します。
 なお、本申請書の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 申請者

商 又 名	号 は 称	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		(フリガナ)	使用印
所 在 地	〒 ー ー		
電 話 番 号	ー ー	F A X 番 号	ー ー
担 当 者 名		メ ー ル ア ド レ ス	
登 録 業 者 番 号 ※		申 請 種 別	<input type="checkbox"/> 新規（継続） <input type="checkbox"/> 内容変更

※申請中の場合は、その旨を記載してください。

2 事業及び施設概要

当該事業の開始年月	年 月	資本金額	千円	従業員数	人
輸 送 用 車 両	自家用車両台数	台		委託配送車両台数	台
	(内訳)			(内訳)	
	① 一般車両 台	② 保冷車 台	① 一般車両 台	② 保冷車 台	
	③ 冷蔵車 台	④ 冷凍車 台	③ 冷蔵車 台	④ 冷凍車 台	
	⑤ 台	⑥ 台	⑤ 台	⑥ 台	
	(委託先業者名)				
施 設 概 要	種別	自社施設		委託施設	
	店 舗	棟	m ²	棟	m ²
	加工施設	棟	m ²	棟	m ²
	倉 庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷蔵庫	棟	m ²	棟	m ²
	冷凍庫	棟	m ²	棟	m ²
許 可 等 取 得 状 況 (本登録に係る営業 許可・営業届出の 状況を記入してく ださい。)	No.	営業許可（届出）業種	施設所在地		備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				

3 取扱給食用物資及び配送先の登録

(1) 納入を希望する給食用物資と配送地区に○を入れてください。(複数選択可能)

給食用物資	配送地区						
	西ブロック 地区	中ブロック 地区	東ブロック 地区	北部学校 給食C	南部学校 給食C	家島学校 給食C	夢前学校 給食C
A 野菜							
B 果物							
C 精肉							
D 鶏肉							
E 鶏卵							
F 加工品(穀類)							
G 加工品(豆・豆製品)							
H 加工品(豆腐類)							
I 加工品(野菜・きのこ・果物類)							
J 加工品(魚介・海藻類)							
K 加工品(肉類)							
L 加工品(乳類)							
M 加工品(主食用材料)							
N 加工品(デザート・添加物)							
O 加工品(その他)							
P 加工品(調味料類)							
Q 主食							
R 飲用牛乳							

(2) 備考欄に給食用物資の供給能力等について記載してください。

備考(対応可能な食数や重量、同一時刻に配送可能な校数等、配送条件を記載してください。)

4 添付書類

本申請書提出時は、次の書類を添付してください。

- (1) 誓約書(様式第3号)
- (2) 食品衛生法に基づく営業許可が必要な事業者は、営業許可証の写し及び所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (3) 食品衛生法に基づく営業の届出が必要な事業者は、届出の事実がわかる書類の写し及び所管保健所の食品衛生監視票の写し
- (4) 姫路市の競争入札業者登録名簿への登録申請中の場合、申請した事実が分かる書類の写し

誓 約 書

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所 _____

商号または名称 _____

代表者職・氏名 _____

私は、姫路市の学校給食で使用する給食用物資の納入業者登録申請をするにあたり、次の事項を誓約いたします。

- 1 姫路市契約規則を守り、姫路市が定める納入条件及び納品規格等により給食用物資を納品すること。
- 2 価格を不当に競り上げ又は下げる目的での談合や職員の正当な職務の執行を妨げる不正行為等は一切行いません。
- 3 給食用物資用納入については、納入期日及び納入時刻を厳守すること。また、店舗、倉庫、冷蔵・冷凍庫、搬送車両等の環境衛生及び取り扱いに細心の注意を払い、不適格品や不良品のないように万全を期すこと。
- 4 納入した給食用物資が品質不良又は異物混入等の不適格品と指摘された場合は、直ちに引き取り交換等の処置を取ること。
- 5 納入の際、給食用物資に数量等の過不足がないよう万全を期すこと。また、過不足が生じた場合は直ちに引き取り又は補充すること。
- 6 従業員の衛生・健康管理を十分に行うこと。
- 7 給食用物資を納入する際は、学校長等納入先の指示に従い、常に児童・生徒等の安全確保に万全を期すこと。
- 8 給食用物資の納入等に関し、姫路市が説明又は資料の提出を求めた場合、又は立入調査を実施する場合は、これに協力すること。
- 9 給食用物資の納入等の際し、前各項に反した場合、姫路市の指示に従うこと。
- 10 姫路市学校給食用物資納入業者登録申請書に係る関係書類に記載の内容は事実に相違ありません。
- 11 以上の内容に反したことを理由に、学校給食用物資納入業者登録の取消しを受けた場合でも、一切異議を申し立てず、いかなる補償も求めません。

様式第4号（第10条関係）

姫路市学校給食用物資納入業者登録廃止届

年 月 日

（宛先）姫路市長

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職・氏名 _____

姫路市学校給食用物資納入業者としての登録を廃止したく、次のとおり届け出ます。

1. 登録を廃止する理由

2. 登録を廃止する年月日